

令和8年6月中野市議会定例会議事日程（第1号）

令和8年6月8日(月) 午前10時開議

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員指名
- 3 会期等の決定
- 4 報告第1号 令和7年度中野市一般会計予算継続費繰越計算書について
- 5 報告第2号 令和7年度中野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第3号 令和7年度中野市下水道事業会計予算継続費繰越計算書について
- 7 報告第4号 令和7年度中野市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 報告第5号 令和7年度中野市水道事業会計予算継続費繰越計算書について
- 9 報告第6号 令和7年度中野市水道事業会計予算繰越計算書について
- 10 議案第1号 中野市市税条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第2号 中野市都市計画税条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第3号 中野市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第4号 中野市体育施設条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第5号 令和8年度中野市一般会計補正予算（第1号）
- 15 議案第6号 令和8年度中野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第7号 中野市情報通信施設HFC設備撤去工事請負契約の締結について
- 17 議案第8号 （仮称）中野市美術館建設工事請負契約の締結について
- 18 請願第3号 急激な児童生徒数の減少及び経済情勢の大きな変化に伴う給食センターの新設統合計画の保留と再検討を求める請願
- 19 請願第4号 物価高騰に伴う財政への大きな影響が懸念される状況下での（仮称）中野市美術館建設基本計画（案）の保留と抜本的再検討を求める請願
- 20 議案質疑 （議案第7号及び議案第8号）
- 21 議案付託 （議案第7号及び議案第8号）
- 22 議案第7号及び議案第8号 各常任委員長報告
- 23 各常任委員長報告に対する質疑
- 24 討論、採決 （議案第7号及び議案第8号）

令和 8 年 6 月中野市議会定例会運営日程（案）

会期 令和 8 年 6 月 8 日（月）～

6 月 2 5 日（木） 1 8 日間

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
6月 8日	月	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明、議案質疑、議案付託
			委員会	付託議案審査
			本会議	委員長報告、質疑、討論、採決
9日	火		休 会	議案審査のため
10日	水		〃	〃
11日	木		〃	〃
12日	金		〃	〃
13日	土		〃	土曜日のため
14日	日		〃	日曜日のため
15日	月		〃	議案審査のため
16日	火	午前10時	本会議	議案質疑、議案付託、市政一般質問
17日	水	〃	〃	市政一般質問
18日	木	〃	〃	市政一般質問
19日	金		委員会	付託議案審査
20日	土		休 会	土曜日のため
21日	日		〃	日曜日のため
22日	月		委員会	付託議案審査
23日	火		休 会	議案整理のため
24日	水		〃	〃
25日	木	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

- 市政一般質問通告は、6月8日（月）午後1時まで  
午後1時までに本会議が散会にならない場合は、散会后1時間以内とする
- 意見書（案）の提出は、6月10日（水）午後1時までとする



陳 情 書

番 号	陳 情 第 5 号	陳情者	長野県須坂市大字八町860 学校教育の中立性と透明性を 守る長野県民の会 提出者代表 神林 薫 外1名
受付年月日	令和8年5月13日		
件 名			
公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情			

陳情趣旨

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた武石知華さんのご遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼にこたえるためにも、十分な安全確保と説明責任が求められます。

さらにご遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とは言えない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和8年4月7日付けで「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、

事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、名称上確認できる教職員組合系団体が各都道府県あわせて300団体以上確認できます。これらには、高等学校教職員組合だけでなく、一般に小中学校の教職員を含むと考えられる教職員組合系団体も含まれます。教育現場に関係する団体が特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

#### 陳情事項

- 1 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師、語り部、市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

- 2 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全確保体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

- 3 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など保護者の視点から見て、政治的中立性または安全管理上懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

- 4 3に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

3により、該当又はその疑いがある事例が確認された場合は、学校及び保護者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・参道の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

報告第 1 号

令和 7 年度中野市一般会計予算継続費繰越計算書について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定により令和 7 年度中野市一般会計予算の継続費に係る歳出予算の経費を翌年度へ通次繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により別記のとおり報告します。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和7年度中野市一般会計予算 継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	繰越額	左の財源内訳			一般財源
				予 算 計 上 額	前年度通 次繰越額	計					特定財源			
											国県支出金	地方債	その他	
6 農林水産 業費	1 農業費	農業施設整備事 業費	100,000,000	55,000,000	20,000,000	75,000,000	20,000,000	55,000,000	55,000,000	41,800,000	13,200,000	0	0	

令和 7 年度中野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により令和 7 年度中野市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別記のとおり報告します。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和7年度中野市一般会計予算 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入	特定財源			一般財源
						未収入			
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	危機管理事業費	12,100,000	12,100,000	0	国 6,050,000	0	0	6,050,000
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対応重点支援事業費	49,319,000	49,319,000	0	国 46,557,000	0	0	2,762,000
2 総務費	1 総務管理費	地域支え合い商品券事業費	219,000,000	219,000,000	0	国 209,904,000	0	0	9,096,000
2 総務費	1 総務管理費	スポーツ施設維持整備事業費	38,352,000	35,547,000	0	0	33,400,000	0	2,147,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	4,998,000	4,998,000	0	国 4,997,000	0	0	1,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業費	6,456,000	3,696,000	0	国 3,696,000	0	0	0
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育所維持整備事業費	13,035,000	13,035,000	0	0	11,700,000	0	1,335,000
3 民生費	2 児童福祉費	児童センター・放課後児童クラブ維持整備事業費	9,447,000	9,447,000	0	0	8,500,000	0	947,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興支援事業費	17,240,000	17,240,000	0	県 17,240,000	0	0	0
6 農林水産業費	1 農業費	農業施設整備事業費	13,200,000	13,200,000	0	県 13,200,000	0	0	0
8 土木費	2 道路橋梁費	幹線道路整備事業費	122,090,000	122,090,000	0	国 32,500,000	77,500,000	0	12,090,000
8 土木費	2 道路橋梁費	生活道路整備事業費	2,000,000	1,990,000	0	0	1,900,000	0	90,000
8 土木費	2 道路橋梁費	舗装事業費	52,000,000	52,000,000	0	0	52,000,000	0	0
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持事業費	210,000,000	210,000,000	0	国 115,500,000	85,000,000	0	9,500,000
8 土木費	2 道路橋梁費	通学路安全対策事業費	137,500,000	137,500,000	0	国 75,625,000	55,600,000	0	6,275,000
10 教育費	4 社会教育費	西部公民館維持整備事業費	20,890,000	20,790,000	0	0	18,700,000	0	2,090,000
10 教育費	4 社会教育費	図書館維持整備事業費	33,330,000	33,330,000	0	0	29,900,000	0	3,430,000

令和 7 年度中野市下水道事業会計予算継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により令和 7 年度中野市下水道事業会計予算の継続費に係る支出予算の経費を翌年度へ逡次繰り越したので、同条同項の規定により別記のとおり報告します。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和7年度 中野市下水道事業会計予算 継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次 繰越額に係 る繰越を要 するたな卸 資産の購入 限 度 額
				予 算 計 上 額	前 年 度 通次繰越額	計				国 県 補助金	企業債	その他	損益勘定 留保資金	
4 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業費 (中野浄化管理セン ター再構築事業)	908,300,000	466,350,000	94,000,000	560,350,000	250,570,000	309,780,000	309,780,000	170,379,000	139,400,000	0	1,000	0

令和 7 年度中野市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により令和 7 年度中野市下水道事業会計予算に係る建設改良費に要する経費を翌年度へ繰り越したため、同条第 3 項の規定により別記のとおり報告します。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和7年度中野市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						国庫補助金	県補助金	企業債	その他	損益勘定留保資金					
4	資本的支出	1	建設改良費	下水管施設費 (公共下水道事業)	17,160,000	0	17,160,000	0	0	17,100,000	60,000	0	0	0	事業の完成予定が令和8年6月30日であるため
4	資本的支出	1	建設改良費	下水管施設費 (公共下水道事業)	21,450,000	0	21,450,000	0	0	21,400,000	50,000	0	0	0	事業の完成予定が令和8年11月30日であるため
4	資本的支出	1	建設改良費	下水管施設費 (公共下水道事業)	68,000,000	0	68,000,000	23,450,000	0	44,500,000	50,000	0	0	0	原材料不足により、機器の製作及び納品が遅れたため

令和 7 年度中野市水道事業会計予算継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により令和 7 年度中野市水道事業会計予算の継続費に係る支出予算の経費を翌年度へ繰り越したため、同条同項の規定により別記のとおり報告します。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和7年度中野市水道事業会計予算 継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算 計上額	前年度 繰越額	計				国県 補助金	企業債	その他	損益勘定 留保資金	
4 資本的支出	1 建設改良費	浄水施設改良費 (第1期栗和田浄水 場施設改良事業)	1,638,000,000	480,000,000	220,480,000	700,480,000	90,640,000	609,840,000	609,840,000	0	609,800,000	0	40,000	0
4 資本的支出	1 建設改良費	浄水施設改良費 (中央監視装置更新 事業)	800,000,000	320,000,000	0	320,000,000	259,600,000	60,400,000	60,400,000	0	60,400,000	0	0	0

令和 7 年度中野市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により令和 7 年度中野市水道事業会計予算に係る建設改良費に要する経費を翌年度へ繰り越した  
ので、同条第 3 項の規定により別記のとおり報告します。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和7年度中野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	その他	損益勘定留保資金			
4 資本的支出	1 建設改良費	配水施設改良費	121,000,000	0	121,000,000	0	0	101,000,000	0	20,000,000	0	0	当初契約において、令和8年度に竣工予定であるため

議案第 1 号

中野市市税条例の一部を改正する条例案

中野市市税条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 6 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

## 中野市市税条例の一部を改正する条例（案）

中野市市税条例（平成17年中野市条例第86号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に、「 $\frac{4}{3}$ 」を「 $\frac{3}{2}$ 」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第25項第4号」を「附則第15条第24項第4号」に、「 $\frac{2}{1}$ 」を「 $\frac{4}{3}$ 」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項から第13項までを1項ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{1}$ とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中野市市税条例の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

中野市都市計画税条例の一部を改正する条例案

中野市都市計画税条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 6 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

## 中野市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

中野市都市計画税条例（平成17年中野市条例第87号）の一部を次のように改正する。  
附則第18項を附則第19項とし、附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項」を「附則第12項から第14項」に、「附則第13項の「農」を「附則第14項の「農」に、「附則第13項の「前」を「同項の「前」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則中第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

7 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中野市都市計画税条例の規定は、令和9年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和8年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

中野市介護保険条例の一部を改正する条例案

中野市介護保険条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 6 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

## 中野市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

中野市介護保険条例（平成17年中野市条例第117号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の3項を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

14 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第2条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

15 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

16 第14項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。ただし、みなし課税者が令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）でないときは、市長の定めるところにより申請をしなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

中野市体育施設条例の一部を改正する条例案

中野市体育施設条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 6 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

中野市体育施設条例の一部を改正する条例（案）

中野市体育施設条例（平成17年中野市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「使用期間」を「利用期間」に改める。

第7条第3項中「専用使用」を「専用利用」に改める。

第8条第1項第5号中「使用」を「利用」に改める。

第9条第1項中「各施設（）」の次に「中野市民プール及び」を、「別表第1」の次に「及び別表第3」を加える。

第12条第1項中「中野市多目的サッカー場」を「中野市民プール及び中野市多目的サッカー場」に改め、同条第2項中「利用料金は、」の次に「別表第2及び」を加える。

別表第2中「市民プール使用料」を「市民プール利用料金」に、

「

個人使用（1人1回につき）
専用使用

」を「

個人利用（1人1回につき）
専用利用

」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 5 号

令和 8 年度中野市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度中野市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,399千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,700,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 6 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫



# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項
15 国庫支出金	
	2 国庫補助金
16 県支出金	
	2 県補助金
19 繰入金	
	1 基金繰入金
歳 入	合 計

## 歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	1 社会福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	1 農業費
10 教育費	
	4 社会教育費
歳 出	合 計

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
3,261,978	2,156	3,264,134
1,135,361	2,156	1,137,517
1,897,671	2,916	1,900,587
930,658	2,916	933,574
1,467,190	16,327	1,483,517
1,466,363	16,327	1,482,690
27,679,000	21,399	27,700,399

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
4,030,812	3,636	4,034,448
3,428,049	3,636	3,431,685
8,249,058	3,585	8,252,643
4,361,836	3,585	4,365,421
1,536,620	748	1,537,368
970,415	748	971,163
1,429,925	8,761	1,438,686
1,400,628	8,761	1,409,389
2,855,970	4,669	2,860,639
470,985	4,669	475,654
27,679,000	21,399	27,700,399

(一般補1)



令和 8年度 中野市 一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3,261,978	2,156	3,264,134
16 県支出金	1,897,671	2,916	1,900,587
19 繰入金	1,467,190	16,327	1,483,517
歳入合計	27,679,000	21,399	27,700,399

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,030,812	3,636	4,034,448
3 民生費	8,249,058	3,585	8,252,643
4 衛生費	1,536,620	748	1,537,368
6 農林水産業費	1,429,925	8,761	1,438,686
10 教育費	2,855,970	4,669	2,860,639
歳 出 合 計	27,679,000	21,399	27,700,399

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
288	0	0	3,348
0	0	0	3,585
0	0	0	748
2,628	0	0	6,133
2,156	0	0	2,513
5,072	0	0	16,327

## 2 歳 入

## 15 款 国庫支出金

2,156千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(2) 国庫補助金	1,135,361	2,156	1,137,517
1 総務費国庫補助金	287,647	2,156	289,803
計	3,261,978	2,156	3,264,134

## 16 款 県支出金

2,916千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(2) 県補助金	930,658	2,916	933,574
1 総務費県補助金	3,427	288	3,715
4 農林水産業費県補助金	476,030	2,628	478,658
計	1,897,671	2,916	1,900,587

## 19 款 繰入金

16,327千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 基金繰入金	1,466,363	16,327	1,482,690
1 財政調整基金繰入金	528,838	16,327	545,165
計	1,467,190	16,327	1,483,517

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	2,156	・地域未来交付金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	288	・消費者行政活性化事業補助金
1 農業費補助金	2,628	・地域発元気づくり支援金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	16,327	

(一般補1)

3 歳 出

2 款 総務費

3,636千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 総務管理費	3,428,049	3,636	3,431,685	288			3,348
6 諸費	95,978	3,636	99,614	288			3,348
							3,636
				288 (県) 消費者行政活性化事業補助金			△288 288
計	4,030,812	3,636	4,034,448	288			3,348

3 款 民生費

3,585千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 社会福祉費	4,361,836	3,585	4,365,421				3,585
3 福祉医療費給付費	391,734	847	392,581				847
							847
4 高齢者福祉費	977,743	2,738	980,481				2,738
							2,738
計	8,249,058	3,585	8,252,643				3,585

4 款 衛生費

748千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 保健衛生費	970,415	748	971,163				748
6 公害対策費	76,060	748	76,808				748
							748

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	3,636	◎地域活性化推進事業費 3,636 18 負担金補助及び交付金 ・公会堂建設事業補助金 3,636 ◎消費生活対策事業費

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	847	◎福祉医療費給付事業費 847 12 委託料 847 ・福祉医療費システム改修等業務委託料
27 繰出金	2,738	◎介護保険事業特別会計繰出金 2,738 27 繰出金 ・介護保険事業特別会計繰出金 2,738

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	748	◎環境公害防止対策事業費 748 12 委託料 748

(一般補1)

4 款 衛生費

項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1,536,620	748	1,537,368				748

6 款 農林水産業費

8,761千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(1) 農業費	1,400,628	8,761	1,409,389	2,628			6,133
4 農地費	120,482	8,761	129,243	2,628			6,133
				2,628 (県) 地域発元気づくり支援金			6,133 2,628
計	1,429,925	8,761	1,438,686	2,628			6,133

10 款 教育費

4,669千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(4) 社会教育費	470,985	4,669	475,654	2,156			2,513
2 文化財保護費	22,823	357	23,180				357
							357
4 図書館費	117,530	4,312	121,842	2,156			2,156
				2,156 (国) 地域未来交付金			2,156 2,156
計	2,855,970	4,669	2,860,639	2,156			2,513

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		・臭気測定業務委託料

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	1,860	
15 原材料費	6,901	◎農業施設整備事業費 8,761 12 委託料 1,860 ・農業用施設整備業務委託料 15 原材料費 ・水路補修用材料費 4,348 ・農道舗装用材料費 2,553

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び 交付金	357	◎文化財保護・保存管理事業費 357 18 負担金補助及び交付金 357 ・文化財保護事業補助金
12 委託料	4,312	◎図書館運営事業費 4,312 12 委託料 4,312 ・図書館座席予約システム導入委託料

(一般補1)

議案第 6 号

令和 8 年度中野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度中野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,034,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 6 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫



# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項
3 国庫支出金	
	2 国庫補助金
7 繰入金	
	1 一般会計繰入金
歳 入	合 計

## 歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳 出	合 計

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
1,174,929	2,736	1,177,665
336,517	2,736	339,253
881,724	2,738	884,462
762,766	2,738	765,504
5,029,342	5,474	5,034,816

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
115,560	5,474	121,034
41,577	5,474	47,051
5,029,342	5,474	5,034,816



令和 8年度 中野市 介護保険事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,174,929	2,736	1,177,665
7 繰入金	881,724	2,738	884,462
歳入合計	5,029,342	5,474	5,034,816

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	115,560	5,474	121,034
歳 出 合 計	5,029,342	5,474	5,034,816

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,736	0	2,738	0
2,736	0	2,738	0

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2,736千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(2) 国庫補助金	336,517	2,736	339,253
6 介護保険事業補助金	8,646	2,736	11,382
計	1,174,929	2,736	1,177,665

7 款 繰入金

2,738千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 一般会計繰入金	762,766	2,738	765,504
1 一般会計繰入金	762,766	2,738	765,504
計	881,724	2,738	884,462

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護保険事業補助金	2,736	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,738	・事務費繰入金

(介護保険補1)

3 歳 出

1 款 総務費

5,474千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 総務管理費	41,577	5,474	47,051	2,736		2,738	
1 一般管理費	41,577	5,474	47,051	2,736		2,738	
				2,736		2,738	
				(国) 介護保険事業補助金			2,736
				(繰) 一般会計繰入金			2,738
計	115,560	5,474	121,034	2,736		2,738	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	5,474	
		◎一般管理事務費 5,474
		12 委託料 5,474
		・介護保険システム改修委託料
		・介護保険指定機関等管理システム改修委託料

(介護保険補1)

中野市情報通信施設H F C設備撤去工事請負契約の締結について

中野市情報通信施設H F C設備撤去工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 令和8年度中野市情報通信施設H F C設備撤去工事
- 2 工事場所 中野市豊田地区全域：伝送路設備ほか
- 3 契約金額 299,200,000円
- 4 工 期 着手 令和8年6月中野市議会定例会議決の日  
完成 令和9年3月31日
- 5 契約方法 一般競争入札
- 6 請 負 人 住所 長野市鶴賀緑町1415番地 大通りセンタービル  
氏名 FNETS・やまたけ電業特定建設工事共同企業体  
代表者 富士通ネットワークソリューションズ株式会社  
信越事業所  
第二公共ビジネス部長補佐 増田 友也

令和8年6月8日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和8年6月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫



議案第 8 号

(仮称) 中野市美術館建設工事請負契約の締結について

(仮称) 中野市美術館建設工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 令和 8 年度地域未来交付金事業 (仮称) 中野市美術館建設工事
- 2 工事場所 中野市大字西条 1 0 0 0 番地の一部
- 3 契約金額 4 4 9 , 6 8 0 , 0 0 0 円
- 4 工 期 着手 令和 8 年 6 月中野市議会定例会議決の日  
完成 令和 9 年 3 月 2 6 日
- 5 契約方法 一般競争入札
- 6 請 負 人 住所 長野市中御所 3 丁目 7 番 1 4 号  
氏名 北信・中沢特定建設工事共同企業体  
代表者 北信土建株式会社  
代表取締役 野澤 敏

令和 8 年 6 月 8 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 6 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫



請 願 書

番 号	請 願 第 3 号	請願者	中野市大字吉田 1185 番地 33 中野市議会を傍聴する市民の会 石渡 孝男  外 2 団体
受付年月日	令和 8 年 5 月 15 日		
件 名			
急激な児童生徒数の減少及び経済情勢の 大きな変化に伴う給食センターの新設統 合計画の保留と再検討を求める請願		紹 介 議 員	土 屋 博 渡 辺 菊 男 阿 部 光 則

請願趣旨

現在、中野市が推進している給食センターの新設統合計画（約30億円を投じて3,300食規模の給食センターを新設し、既存の2箇所の給食センターを廃止する計画）は、本市の現実的な未来図と大きく乖離しています。市の推計によれば、現在約3,000名の小・中学生数が、5年後の令和13年には約2,300名まで減少することが見込まれています。これは、既存の南部学校給食センター（2,500食規模）1施設で全小・中学生の給食を賄えるようになることを意味します。市の新設統合の根拠とする「2施設維持は非効率」「調理器具の老朽化」の問題は、「既存1施設への集約」「老朽化器具の部分更新」という最小限の投資で解決できるはずですが、南部学校給食センターでは、給食運搬コンテナの収容能力不足という問題があると聞いていますが、現在の2,500食分のコンテナで運用できるので、問題はないはずですが。

また、今回の大規模投資は30～40年先までの給食施設と給食提供手段を固定化するものであり、さらに加速する小・中学生数の減少局面において、著しく過大な施設と化し給食提供手段の柔軟性を奪う「負の遺産」となるリスクが極めて高いと言わざるを得ません。

加えて、近時の物価・人件費高騰により、30億円という見積もり自体が既に形骸化している懸念もあります。市民の血税を投じるべきは、稼働率の低下が容易に予測できる「ハコモノ」ではなく、子どもたちに提供する「給食そのものの質・量」や「学校給食を通じた食育の充実」であるべきです。

よって、経済情勢が大きく変化し、更には国からの交付金も当初予定から大幅に減額となった今、多額の起債に頼らざるを得ない本計画を一旦保留し、真に市民と子どもたちの利益に資する「センターの段階的集約・器具の部分更新」および「給食の質・量の改善、食育の充実」へと舵を切るための再検討を強く求めるものです。

請願事項

- 1 多額の起債を伴う現計画を一旦保留し、最新の出生数推計に基づき、令和13年以降の小・中学生数に即した給食提供環境を、最小の投資で実現できる施策を再検討すること。また、それを踏まえて改めて議会において事業内容と予算を審議すること。
- 2 本計画の財源を直接的な子育て・教育支援、教育環境改善、福祉の充実等、市民の生活を守るための財源へ優先配分する可能性を検討すること。

請 願 書

番 号	請 願 第 4 号	請願者	中野市三好町一丁目2番10号
受付年月日	令和8年5月15日		中野市美術館建設基本計画の再検討 を求める実行委員会
件 名	物価高騰に伴う財政への大きな影響が懸念される状況下での（仮称）中野市美術館建設基本計画（案）の保留と抜本的再検討を求める請願		代表 市川 董一郎
		紹 介 議 員	松 樹 純 子 中 村 明 文

請願趣旨

現在、中野市が進めている（仮称）中野市美術館建設基本計画について、市は「議会で承認済み」との立場を崩していません。しかし、本年3月の議決以降、世界情勢の変化に伴う資材・エネルギー価格の高騰は激化しており、当初の建設予算が大幅に膨らむ懸念が極めて高くなっています。

また、市が当実行委員会の公開質問状への回答で明らかにした通り、市は政府への交付金申請にあたって「維持管理費や収支見通しの試算」を既に行っているが、これらを市民には明示せず、判断材料が不十分なまま計画を進めています。これは市民の知る権利を軽視し、将来世代に説明のつかない負担を強いる可能性があります。

さらに、市民の憩いの場である図書館敷地内オアシス公園が大きく損なわれることや、カフェの併設・収蔵庫のない施設構成・マンガやスポーツの併設展示など、美術館の内容面に関する疑念も払拭されていません。

本計画の他にも数十億円を投じる大型事業が計画されていますが、物価高騰が市民生活を直撃している今こそ、生活インフラ、子育て・教育、福祉への財政集中が市政の最優先課題であり、市民の生活を守るための「優先順位」を今一度、再検討すべきと考えます。

情勢が大きく変化した現時点において、一旦本計画を保留し立ち止まって抜本的に再検討することは、市民の負託を受けた議会および行政の責務であると考え、本請願を提出するものです。

請願事項

- 1 昨今の物価高騰および資材価格の高騰を鑑み、本事業の執行を保留し、美術館建設および将来の維持管理費が市財政に与える影響を再試算することを含めて、本事業の優先順位を再検討すること。

- 2 上記優先順位を再検討しても尚、本事業を進める際には、専門家・有識者・関係者を含め広く市民の参画を踏まえて計画を再検討し、改めて議会において事業内容と予算を審議すること。

議 案 付 託 表

議案第7号 中野市情報通信施設H F C設備撤去工事請負契約の締結について

以上 総務文教委員会

議案第8号 (仮称) 中野市美術館建設工事請負契約の締結について

以上 民生環境委員会

委員會議案審查日程

委員會名	月 日	曜日	時 間	場 所	書 記
総務文教委員会	6月8日	月		会議室42	議事係長 根 岸
民生環境委員会	6月8日	月		会議室43	金 井